

## 第2期 栗東市子ども・子育て支援事業計画

【素案】

(第4章・5章・7章)

令和元 年 10 月現在

## 第4章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

次代を担う子どもたちの権利と利益が最大限に尊重され、子どもたちが健やかに生まれ育つまち、誰もが安心して喜びと生きがいをもって子育てができるまちの実現をめざし、子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法に基づく基本指針と栗東市子ども・子育て支援事業計画における3つの視点を踏まえて、以下のように基本理念を設定します。

～子ども・家庭・地域 ともに育つまち りっとう～

### 2 計画策定の視点

#### 〔1〕子どもの視点に立ち、一人ひとりの子どもの人権を尊重する視点

子ども・子育て支援に関する施策については、児童の権利に関する条約や児童憲章にもうたわれているように、一人ひとりの子どもの権利を最大限に尊重し、健やかな育ちを等しく保障することが重要です。

将来の社会を築き、支えていく重要な担い手である子どもたちが、社会の一員として尊重され、自己実現を図ることができるよう、大人の視点だけで考えるのではなく、子どもの視点に立ち、「子どもの最善の利益」が実現されるよう、すべての子どもの心身の健やかな育ちを温かく見守り支援します。

#### 〔2〕子どもの健やかな成長と子育て家庭を支援する視点

家庭は子どもが最も安らげ、かつ子どもの健やかな育ちにとって最も重要な場所であることから、家庭における子育て力の向上が必要です。

保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、安心して子どもを生き育てることができるよう、施策の充実を図り、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、親としての成長を支援します。

#### 〔3〕社会全体で、子どもと子育てを支援する視点

子育てについての第一義的な責任は保護者にありますが、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、就労環境など子どもの育ちや子育て家庭を取り巻く環境が変化しており、子育ては家庭だけでなく、社会全体で取り組むことが求められています。また、児童虐待の深刻化など、厳しい状況を抱える子どもたちを社会で支援することも課題となっています。家庭、地域、職域、行政がそれぞれの役割を果たすとともに、連携・協力し、子どもと子育てを支援します。

### 3 計画の基本目標

本計画では、基本理念「子ども・家庭・地域 ともに育つまち りっとう」を実現するために、次の4つを基本目標として設定します。

#### 基本目標1 安心して子どもを生み育てられる施策の推進

すべての子育て家庭が、安心と喜びを実感しながら子どもを生み育てられるように、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行います。また、両親がともに子育てと仕事を担うことができるよう、市民や事業所などに対し、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」に関する考え方の普及・啓発を推進するとともに、子育ての男女共同参画を支援します。

##### 【この目標のもとで推進する基本施策】

- 1 母子の健康保持と健やかな成長の支援
- 2 子育ての不安解消と仲間づくりの支援
- 3 仕事と家庭の両立の支援

#### 基本目標2 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり

保護者の就労状況や家庭の環境が変化するなかにおいて、子どもたちが「家庭」において心身ともに健やかに養育され、その個性と可能性を最大限に発揮でき、元気で自由に生き生きと学び遊ぶことのできる環境づくりのため、多様な子育て支援の充実を図ります。

##### 【この目標のもとで推進する基本施策】

- 1 就学前の教育・保育の総合的な提供
- 2 児童の放課後の過ごし方への支援
- 3 地域における多様な子育て支援の充実
- 4 子育て家庭への経済的負担の軽減

#### 基本目標3 すべての子どもの人権を尊重するまちづくり

すべての子どもは「子どもの権利条約」にもうたわれているように、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が保障される権利があります。障がいや疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することが必要です。年齢や発達の程度に応じてその意見が十分に尊重され、最善の利益を考慮され、心身ともに健やかに成長できるよう施策の推進を図ります。

##### 【この目標のもとで推進する基本施策】

- 1 子どもの権利を守る取り組みの推進
- 2 支援を必要とする児童と家庭を支える取り組みの推進

#### **基本目標4 子どもの成長と親としての成長を支え合う環境づくり**

地域や社会が、保護者に寄り添い支えることによって、保護者が子育てに楽しさや喜びを実感するとともに自己肯定感を持ちながら子育てができるような環境づくりをめざします。また、子どもたちが伸び伸びと活動し、主体性や創造性を豊かに養うことができるよう、交流の機会や体験活動を提供していきます。

##### **【この目標のもとで推進する基本施策】**

- 1 家庭や地域の教育力の向上

## 4 施策体系

～子ども・家庭・地域 ともに育つまち りっとう～	
<b>【計画策定の視点】</b>	
①子どもの視点に立ち、一人ひとりの子どもの人権を尊重する視点	
②子どもの健やかな成長と子育て家庭を支援する視点	
③社会全体で、子どもと子育てを支援する視点	
<b>基本目標 1 安心して子どもを生き育てられる施策の推進</b>	
基本施策	1 母子の健康保持と健やかな成長の支援
	2 子育ての不安解消と仲間づくりの支援
	3 仕事と家庭の両立の推進
<b>基本目標 2 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり</b>	
基本施策	1 就学前の教育・保育の総合的な提供
	2 児童の放課後の過ごし方への支援
	3 地域における多様な子育て支援の充実
	4 子育て家庭への経済的負担の軽減
<b>基本目標 3 すべての子どもの人権を尊重するまちづくり</b>	
基本施策	1 子どもの権利を守る取り組みの推進
	2 支援を必要とする児童と家庭を支える取り組みの推進
<b>基本目標 4 子どもの成長と親としての成長を支え合う環境づくり</b>	
基本施策	1 家庭や地域の教育力の向上

第5章の記載については、「栗東市次世代育成支援行動計画」を踏襲し、栗東市の他の計画において既に取り組んでいる一部事業を除くとともに、「子ども・子育て支援法」と、その基本指針に定める就学前の教育・保育事業と地域子ども・子育て支援事業及び任意記載事項の仕事と子育ての両立支援や要保護児童対策等の項目を対象とし第1期計画を策定しています。第2期計画においてもこの方針を引き継ぎ第5章の記載を行います。

(任意記載事項：指針別表第四) 計画の理念、児童虐待防止対策、障がい児施策、仕事と生活の調和、計画作成時期、計画期間、点検・評価

## 第5章 施策の方向

### 1 安心して子どもを産み育てられる施策の推進

#### 1-1 母子の健康保持と健やかな成長の支援

〔現状と課題〕

安心して子どもを産み育てるためには、妊娠期から出産・子育てまで切れ目のない支援が必要です。子育てを相談したり、手伝ってもらおう親族が身近にいない家庭も増えていることから、妊娠期から乳幼児期に至る継続した健診、相談事業を行うとともに、支援が必要な児童と家庭には早い段階で適切な支援を行うことが求められます。発育・発達支援など、保護者の不安解消と疾病予防に取り組みます。

〔施策の方向と主な事業〕

#### ①母子保健事業の実施

子どもを安心して産み育てられ、子ども自身が健やかに成長できるよう、母と子の健康の増進を図ります。

	事業	事業内容	担当課
1	母子健康手帳の交付	妊娠と診断された人に対し、母子の健康状態を管理し、子育て情報を掲載した母子健康手帳を交付します。	健康増進課
2	妊婦健康診査	妊娠中の母と子の健康管理を行うため、妊婦健康診査費用を助成します。	健康増進課
3	養育医療給付事業	入院を必要とする未熟児に対し、その養育医療に要する費用を給付します。	健康増進課
4	乳幼児健康診査	乳幼児健診(4か月・10か月・1歳6か月・2歳6か月・3歳6か月)月10回(年120回)を実施し、疾病や障がいの早期発見と乳幼児の健全な発育・発達を促します。	健康増進課

5	乳幼児医療費助成制度	小学校就学前の子どもを対象として、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に、保険診療内の医療費を助成します。	保険年金課
6	健康相談	保健センターとコミュニティセンターにおいて、乳幼児の成長や育児・離乳食の相談に応じ、適切な保健指導を行います。	健康増進課
7	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する相談や、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげていきます。	健康増進課
8	養育支援訪問事業	自ら援助を求められない家庭や育児不安をもつ家庭に保健師や家庭児童相談員が訪問し、健全な育児の支援をします。	健康増進課 子育て応援課 (家庭児童相談室)

## 1-2 子育ての不安解消と仲間づくりの支援

### 〔現状と課題〕

子育てに不安や悩みを抱える父親・母親が少なくありません。保護者の孤立を防ぎ、不安や負担感を軽減する上では、気軽に相談できる場があることに加え、子育て中の保護者同士の交流が有効です。

本市では、地域子育て支援センターや児童館で子育てについての相談に応じているほか、子育て講座や交流活動を通じて保護者のネットワークづくりを進めています。また、シルバー人材センターや子育てサークルとの協働で子育て支援活動を行っていますが、活動を終了されるサークルが年々出てきており、自主的な活動が継続できるサークルの育成が課題となっています。そのほか、子育て支援ガイドやホームページを使った情報提供を行っています。

今後も、保護者同士あるいは世代間交流の機会の創出を図ります。

### 〔施策の方向と主な事業〕

#### ①子育てのネットワークづくり

子育て家庭の孤立を防ぐため、地域子育て支援センターを核とし、子育てサークル等とも協働し、親同士の交流や三世代交流の機会をつくります。

	事業	事業内容	担当課
1	地域子育て支援センター事業	本市の子育て支援の中核施設として、子育て支援施設と連携・協力し、子育てに関わる相談や子育て講座などの各事業を実施するとともに、子育てサークルの育成、支援を行います。	子育て応援課
2	児童館子育て支援事業	遊びや子育て親子の交流の場の提供、相談事業などを通じて、子育て支援、親育ちを支える活動を実施します。	子育て応援課
3	子育てサークル等との協働事業	子育てや保護者に対する支援を目的としたサークルなどの育成や、協働事業の実施に取り組み、地域における子育て支援活動を推進します。	子育て応援課
4	「おでかけシルバーママ・パパ」の開催 (シルバー人材センターの事業)	子育て世代を対象に、人生や子育て経験の豊かなシルバー人材センター会員との「ふれあいの場」を提供し、「三世代交流」や「地域社会との関わり」の糸口づくりに取り組み、子育てのストレスを軽減することを目的として、各児童館に出かけて事業を実施します。	商工観光労政課 子育て応援課



## ②子育ての相談・支援体制の充実

子育ての悩みに対し、多様な窓口で多様な方法による相談が受けられるよう体制整備を図るとともに、相談窓口の情報提供を充実させます。

	事業	事業内容	担当課
1	家庭児童相談	児童・家庭における児童の養育相談及びあらゆる問題について相談に応じます。要保護児童等の相談、児童虐待の相談および支援を行い、また必要に応じ専門機関を紹介します。	子育て応援課 (家庭児童相談室)
2	子育て相談	保育園、幼稚園、幼児園、ひだまりの家、地域子育て支援センター、児童館において、子育て中の保護者からの、健康やしつけ等に関する相談、育児についての不安や悩み・疑問などに関して、相談と支援を行います。	幼児課 子育て応援課 ひだまりの家
3	子育て情報の収集・提供	子育てに関する制度や身近な地域の育児情報を収集し、子育て支援ガイド、地域子育て支援センターによる情報紙、広報、ホームページ、フェイスブックなどにより提供します。	子育て応援課
4	教育相談	学齢期にある子どもの学習・生活に関わる相談や検査、関係機関の紹介を行います。	学校教育課

## 1-3 仕事と家庭の両立の推進

### 〔現状と課題〕

子育てを行う上では、仕事と家庭の調和、いわゆる「ワーク・ライフ・バランス」が重要です。長時間労働を抑制し、男女を問わず、子育て世代に合った働き方をすることで、充実した子育てライフが送れます。

事業者に対し、国が推進する長時間労働の是正や「働き方改革」について啓発を行うとともに、育児休業についての普及啓発にも取り組みます。また、子育てに関わりたいと望むものの、その方法がわからない父親を対象に、子育てについての情報提供や子育て講座の開催など、父親が子育てに参加しやすい仕掛けづくりに取り組みます。

### 〔施策の方向と主な事業〕

#### ①ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

仕事と家庭生活とを両立するため、男女ともに働き方の見直しを含め仕事をもつ親ができる限り長い時間子育てに関われるよう、企業等に対し子育てしやすい就労環境の啓発に努めます。

	事業	事業内容	担当課
1	働き方改革の推進	職業生活や家庭生活及び地域活動に男女がともに参加できるよう、事業所に対して、時間外労働の限度や年次有給休暇の確実な取得が図られるための啓発を行います。	商工観光労政課
2	育児休業制度の普及	育児休業制度の定着を図り、利用しやすい環境づくりを企業とともに進めます。	商工観光労政課
3	就労支援の促進	働く意欲がありながらさまざまな阻害要因を抱える就職困難者や就労意欲のあるひとり親家庭の保護者を対象に、就労支援相談員による相談、求人情報の提供や職業訓練への誘導などの支援を関係機関と連携して実施します。	商工観光労政課

## ②男女共同参画による子育ての推進

男性の育児参画を進めるため、企業や地域社会に対する啓発を進めるとともに、父親が子育てに参加しやすい取り組みを推進します。

	事業	事業内容	担当課
1	男性の育児休業取得の啓発	男性の育児休業取得を推進するため、事業所及び従業員に対して啓発を行います。	商工観光労政課
2	男女共同参画の視点による学習の推進	あらゆる分野とともに参画し、役割も責任も分かち合い、仕事と家庭・地域活動を両立し、協力しあえる社会づくりに向けて事業を展開しながら啓発を行います。	自治振興課
3	父子手帳の配布	妊娠、出産、育児に対する心構えと、協力のしかたなど父親向けの育児情報を提供します。	健康増進課
4	男性対象の子育て講座の開催 (新)	子育ての方法について学ぶ子育て講座を開催します。	子育て応援課

## 2 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり

### 2-1 就学前の教育・保育の総合的な提供

#### 〔現状と課題〕

本市では、平成15年度より、保育園と幼稚園のカリキュラムを一本化した乳幼児保育総合化により、混合保育・交流保育を実施し、さらに平成22年度に「保育教育課程」、平成31年度に「保育教育全体計画」を作成し、就学前の一貫した保育・教育の提供を行っています。

児童数の増加は収束しつつあるものの、出産後も働き続ける女性が増えているため、保育ニーズは年々増加しています。特に低年齢児の保育ニーズが高く、小規模保育施設や家庭的保育施設を誘致していますが、待機児童の解消には至っていない状況です。

さらに、令和元年5月に子ども・子育て支援法が改正され、3歳から5歳までの幼児の教育・保育料及び一時預かり事業等や、障がいのある児童の発達支援等の利用料が無償化されました。また、市外から移り住む人が多い地域やマンションなどの集合住宅が開発される地域での保育ニーズが高くなっており、地域ごとのニーズの把握が必要となっています。待機児童が発生しないよう、多様化する保育ニーズに柔軟に対応できる保育士の確保や施設の整備が求められます。

#### 〔施策の方向と主な事業〕

#### ①保育サービスの充実

子どもの健やかな育ちを保障していくため、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援の提供に努めるとともに、待機児童解消に向けた保育環境の整備を進めます。

	事業	事業内容	担当課
1 (新)	保育料無償化の実施	子育て世帯の負担軽減を図るため、3歳から5歳のすべての保育料を無償化します。市民税非課税世帯に対しては、0歳から2歳児までの保育料も無償化します。	幼児課

2	民間保育所運営補助	<p>就学前保育環境を整えるため、法人立認可保育園への運営支援を継続します。</p> <p>①保育園用地等施設の賃借料に対する補助                  ②保育実施児童の災害補償加入に対する補助                  ③就学指導委員会より要支援児童として、保育者の加配が答申された場合の加配に対する補助                  ④低年齢児保育の保育士配置に対する補助                  ⑤保育士資格を有しない方を保育支援者として雇用・活用することへの補助                  ⑥事業者が保育士のための宿舎を借り上げた場合の家賃を補助                  ⑦保育園児の受入人数増のための新たに保育士を雇用する場合の費用を補助</p>	幼児課
3 (新)	教育・保育支援アドバイザーの配置等	教育・保育に関する専門性を有する保育支援アドバイザーを配置し、巡回指導等を行います。	幼児課
4	保育園・幼稚園・幼稚園の環境整備	老朽化した施設の整備や低年齢児保育に適した改修、耐震化等の推進について、改修計画を定め年次的に行います。	幼児課
5 (新)	待機児童対策	保育ニーズの的確な把握に努め、保育施設の整備などを計画的に実施し、待機児童解消に取り組みます。	幼児課
6	一時預かり事業 (保育園での預かり保育)	保護者の就労や、疾病・出産、子育てからのリフレッシュなど一時的に家庭での保育が困難となる児童に対し、保育園での預かり保育への支援をします。	幼児課
7	一時預かり事業 (幼稚園での預かり保育)	核家族や家庭の一時的な事情による子育て支援のために、幼稚園在園児に対して通常の保育終了後の14時から16時までの間、事前申し込みにより預かり保育を実施します。	幼児課
8	延長保育事業	保護者の多様な就労形態に対応するため、保育園の開所時間から概ね30分～2時間延長する保育に対する支援を行います。	幼児課
9	休日保育事業	保護者の多様な就労形態に対応するため、休日保育に対する支援を行います。	幼児課

## ②就学前教育の充実

保育園・幼稚園・幼児園等において、保育・教育の質の向上を図りつつ、保育教育全体計画による一貫した保育・教育のもと、就学前教育の充実に取り組みます。また、保護者の子育てを支援するため子育てに関する情報の提供を努めます。

	事業	事業内容	担当課
1 (新)	保育・教育に係る研修の実施	保育・教育に携わる保育士・幼稚園教諭が、園内外で開催される各種研修に参加することで、より専門的な保育・教育が提供できるようスキルアップを図ります。	幼児課
2 (新)	すくすく育つりっとうっ子 保育教育全体計画に基づく保育教育の提供	保育園、幼稚園、公立法人立を問わず、同じ栗東市の次代を担う子どもとして、すくすく育つりっとうっ子保育教育全体計画に基づき、年齢に応じた支援を行い、より良い保育・教育を提供します。	幼児課
3 (新)	園児・保護者への安全指導	保育園・幼稚園・幼児園にて防犯、交通安全教育に取り組みます。	幼児課
4	園だよりの発行	折々の園情報や園児の状況を発信し、保育への理解を求めるとともに家庭との連携を図ります。	幼児課
5	保護者研修会	各園において、より良い子育てについて学ぶ機会として、保護者会との連携により研修会などを実施します。	幼児課
6	子育て情報の収集・提供	子育てに関する制度や身近な地域の育児情報を収集し、子育て支援ガイド、地域子育て支援センターによる情報紙、広報、ホームページ・フェイスブックなどにより提供します。	子育て応援課

## ③幼児教育・保育と小学校との連携

保育園・幼稚園・幼児園から小学校生活への円滑な移行を図るため、両者の連携・連絡を密にするとともに、各園・学校の子ども同士の交流機会を確保します。

	事業	事業内容	担当課
1	保幼小連絡会	小学校区ごとに、保育園・幼稚園・幼児園と小学校が連携し、保育・授業公開、研究協議などを行い、教育内容や教育方法の連続性を相互に理解し、小学校への円滑な接続につなげます。	幼児課 学校教育課

2	幼児と児童の交流 促進	保育園・幼稚園・幼児園児と小学生の交流を積極的に行い、異年齢の子どもが学びあう経験と機会を多くもち、小学校への円滑な接続につなげます。	幼児課 学校教育課
---	----------------	---	--------------

## 2-2 児童の放課後の過ごし方への支援

### 〔現状と課題〕

共働き家庭及び核家族家庭の増加に伴い、低学年だけでなく、高学年においても放課後における保育ニーズが高まっています。本市においては、小学校区ごとに学童保育所を設置しています。その他、地域住民の協力による放課後子ども教室や、障がい児地域活動支援事業の実施により、放課後における子どもの居場所づくりにつながっています。

学童保育所の利用者増への対応や、放課後を安全に過ごすことができる環境づくりが必要です。

### 〔施策の方向と主な事業〕

#### ①放課後児童の健全育成の充実

保護者の就労等に対応し、児童が放課後に安全かつ安心して過ごせるよう、学童保育所の量の確保を図りつつ、質の向上に努めます。また、放課後を安全に過ごすことができる居場所づくりに取り組みます。

	事業	事業内容	担当課
1	放課後児童健全育成事業（学童保育所）	保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や、春休み・夏休み・冬休みなどの学校休業日に、保護者に代わって適切な遊びや生活の場を提供することで、児童の健全な育成を図ります。	子育て応援課
2	民間による学童保育所の整備 (新)	入所希望児童の増加と多様なニーズへの対応に向け、民間による学童保育所の実施を推進します。	子育て応援課
3	市立学童保育所の環境整備 (新)	老朽化した施設の整備や入所児童の増加にあわせた改修を行い、安全に利用できる環境を整えます。	子育て応援課
4	児童館運営事業	放課後の児童の居場所として、子どもたちに健全な遊びの場や機会を提供します。また、長期休暇中において活動事業を行い、仲間づくりを通して社会性・創造性・思いやりの心などを育みます。 また、利用しやすい児童館運営に向けた検討を行います。	子育て応援課



5	放課後子ども教室	小学校の体育館やコミュニティセンターなどを活用し、地域の多様な人々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流などに取り組みます。	生涯学習課
6	障がい児地域活動支援事業（障がい児学童保育）	障がいがある児童に対し、放課後や、春休み・夏休み・冬休みなどの学校休業日に規則正しい生活習慣を維持できるよう、療育活動や創作活動を行います。	障がい福祉課

## 2-3 地域における多様な子育て支援の充実

### 〔現状と課題〕

共働き家庭及び核家族化の増加に加え、身近に子育てを相談したり、手伝ってもらおう親族がいない子育て世帯が増えています。多様な働き方や、家庭の事情に応じたさまざまな支援が求められています。

地域子育て支援センターや児童館における支援事業、病後児保育事業などの他に、シルバー人材センターによる子育て支援事業を実施しています。今後も、これらの事業の一層の充実が求められることから、ニーズに対応し、利用したい人の利便性に配慮しながら、必要な事業の質・量両面の確保を図ることが必要です。

### 〔施策の方向と主な事業〕

#### ①子育て支援サービスの充実

就労形態や家族形態の多様化に対応するよう、子育てをしている家庭の悩みの解消や、さまざまなニーズに対応した支援サービスを提供します。

	事業	事業内容	担当課
1	地域子育て支援センター事業	本市の子育て支援の中核施設として、子育て支援施設と連携・協力し、子育てに関わる相談や子育て講座などの各事業を実施するとともに、子育てサークルの育成、支援を行います。	子育て応援課
2	児童館子育て支援事業	遊びや子育て親子の交流の場の提供、相談事業などを通じて、子育て支援、親育ちを支える活動を実施します。	子育て応援課
3 (新)	児童館の維持補修	老朽化した児童館の維持補修など子どもたちが安全に利用できる環境を整備します。	子育て応援課
4	病後児保育事業 (きづきクリニックチャイルドハウス)	病気の回復期にあり、集団保育を受けることが困難な子どもを病院に付設された専用施設で一時的に預かり、安静を確保し、保育を行います。	子育て応援課
5	子育て短期支援事業(ショートステイ)	保護者の病気などの理由により、児童の養育が一時的に困難となった場合や緊急的に保護を必要とする場合に、児童養護施設などで一時的に養育または保護します。	子育て応援課

6	高齢者活用子育て支援事業 《みらい・たくす》 (シルバー人材センターの事業)	就学前の幼児及び就学児童に対し、在宅での子守、保育施設への送迎、学童保育への迎え、乳幼児健診の付き添いなどの事業を実施するとともに、産前・産後の家事援助、イベント会場での託児を実施します。	商工観光労政課
7	高齢者活用子育て支援事業 《シルバーで一時預かり・マロンばあばのおうち》 (シルバー人材センターの事業)	人生や子育て経験の豊かなシルバー人材センター会員が子どもを預かり、保護者のストレスの軽減や、リフレッシュを図りながら、「三世代交流」及び「地域社会との関わり」の糸口づくりに取り組みます。	商工観光労政課
8 (新)	ファミリー・サポート・センター事業	ファミリー・サポート・センターの実施に向けた検討を進めます。	子育て応援課

## 2-4 子育て家庭への経済的負担の軽減

### 〔現状と課題〕

子育て世帯の負担軽減と少子化対策として、子ども・子育て支援法が改正され、3歳から5歳までの幼児の教育・保育料及び一時預かり等や、障がいのある児童の発達支援等の利用料が無償化されました。経済的負担の軽減につながるよう、児童手当支給や医療費助成についても、法令等に基づき継続的に取り組むことが必要です。

### 〔施策の方向と主な事業〕

#### ①保育料の無償化及び手当の支給や医療費の助成

子ども・子育て支援法の改正に基づく保育料の無償化を行います。また、国の制度に基づき、必要な手当の支給を行うとともに、保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費などの助成に努めます。

	事業	事業内容	担当課
1 (新)	保育料無償化の実施	子育て世帯の負担軽減を図るため、3歳から5歳のすべての保育料を無償化します。市民税非課税世帯に対しては、0歳から2歳児までの保育料も無償化します。	幼児課
2	児童手当	家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的に手当を支給します。	子育て応援課
3	児童扶養手当	父または母と生計をともにしていない児童や、重度の障がいがある父または母に養育されている児童がいる家庭の、生活の安定と自立の促進及び、児童の健全な育成を図ることを目的に手当を支給します。	子育て応援課
4	特別児童扶養手当	精神・知的または身体に中・重度の障がいを有する20歳未満の児童を監護、養育している父母等に、福祉の増進を図ることを目的に手当を支給します。	障がい福祉課
5	障がい児福祉手当	精神（知的も含む）または身体に重度の障がいを有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の人に支給します。	障がい福祉課
6	乳幼児医療費助成制度	小学校就学前の子どもを対象として、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に、保険診療内の医療費を助成します。	保険年金課

7	ひとり親家庭医療費助成制度	ひとり親家庭を対象として、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に、保険診療内の医療費の一部を助成します。	保険年金課
8	障がい者（児）医療費助成制度	身体障がい者手帳1～3級、療育手帳最重度・重度・中度、特別児童扶養手当1級の障がい者（児）を対象として、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に、保険診療内の医療費の一部を助成します。	保険年金課
9 (新)	子ども医療費助成制度	小学1年生から3年生を対象として、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に、医療費の一部を助成します。	保険年金課
10	子ども入院医療費助成制度	小学4年生から中学3年生を対象に、入院にかかる保険診療内の医療費を助成します。	保険年金課
11	育成医療費助成	18歳未満の身体障がいのある児童に対し、手術等の治療を受けることにより、障がいが軽減され日常生活能力が期待できる場合に、必要な医療の給付を行います。	障がい福祉課
12 (新)	児童発達支援等の利用料の無償化	3歳になった年度の翌年度の4月1日から小学校就学までの障がいのある児童に対する、児童発達支援等の利用料を無償化します。	障がい福祉課

### 3 すべての子どもの人権を尊重するまちづくり

#### 3-1 子どもの権利を守る取り組みの推進

##### 〔現状と課題〕

「子どもの権利条約」にもうたわれているように、すべての子どもは等しく人権をもっており、健やかに成長することが保障されなければなりません。一人ひとりの子どもが大切な存在と認められていることで、心身ともに健全な育ちが得られ、子ども自身の自己肯定感にもつながります。

子どもや保護者のライフスタイルの変化に合わせて、子どもたちがまちづくり・地域づくりに関わっていくことが求められます。

##### 〔施策の方向と主な事業〕

#### ①子どもの意見を反映したまちづくり

子どもたちが、社会との関わりの中で豊かな人間性を育むことができるよう、まちづくりや地域づくりに参画できる環境づくりを進めます。

	事業	事業内容	担当課
1	体験活動を通じた子ども自身の活動の支援	アドベンチャーキャンプを実施し、集団生活や野外活動を通して豊かな心と生きる力を育むとともに、未来の青年リーダーとなる人材を養成します。	生涯学習課
2	市民参画政策推進	市民とともに考えるまちづくりをめざし、子どもから大人まで広く市民から市政に対するアイデアを市長への手紙やメール等で募り、今後の市政運営の参考にします。	秘書広報課

## 3-2 支援を必要とする児童と家庭を支える取り組みの推進

### 〔現状と課題〕

障がいや疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象に、身近な圏域において、法律に基づく給付やその他の支援を可能な限り講じることが求められています。関連する制度との連携を図り、必要な場合には、これらの子どもに対する適切な保護及び援助の措置を講じることにより、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することが必要です。

子どもは社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、本市の未来に向けても重要な課題でもあります。

### 〔施策の方向と主な事業〕

#### ①児童虐待防止ネットワーク活動の充実・強化

児童虐待を未然に防止するため、要保護児童対策地域協議会が中心となったさまざまな取り組みを進めるとともに、子育てに不安やストレスを感じている保護者などが気軽に相談できる体制を充実します。また、虐待が発見された場合には、迅速かつ的確に対応できるよう、関係機関との密な連携による取り組みに努めます。

	事業	事業内容	担当課
1	要保護児童対策地域協議会	市内の幼、保、小、中、高校の代表者や教育委員会関係、子ども家庭相談センターや民生委員児童委員、主任児童委員等児童福祉関係、保健・医療関係、警察・司法関係機関（者）で構成され、要保護児童の適切な保護を図るための必要な情報交換及び要保護児童等に対する支援内容に関する協議を行い対応します。	子育て応援課 （家庭児童相談室）
2	家庭児童相談室事業	児童虐待予防の観点から、子どもの自立を支援するため、保護者への援助や指導を行います。また、育児不安の解消に向けた相談や助言を行います。	子育て応援課 （家庭児童相談室）
3	児童虐待ケース会議	虐待が疑われる事案や要保護事案が生じた時に、関係機関が集まり支援方針会議を開催します。この中で、関係機関が果たす役割を明確にし、要保護家庭等への支援を行います。	子育て応援課 （家庭児童相談室）
4 (新)	未就園児等全戸訪問事業	児童虐待の早期発見・早期対応のため、転入家庭を中心に未就園児や福祉サービスを利用していない地域の目が届きにくい在宅児がいる家庭を訪問します。	子育て応援課 （家庭児童相談室）

5	ドメスティック バイオレンス (DV) への相 談体制の充実	配偶者などからの暴力に対する相談体制の充実を図るとともに、DVと児童虐待には高い関連性があるとの指摘もあることから、防止に向けた啓発を行います。	子育て応援課 自治振興課
6	養育支援訪問事業	自ら援助を求められない家庭や育児不安をもつ家庭に保健師や家庭児童相談員が訪問し健全な育児の支援をします。	健康増進課 子育て応援課 (家庭児童相談室)
7	スパック会議 (学校問題行動 対策連絡会議)	全国的に児童生徒による学校内での問題行動が増加していることから、問題行動と当事者への対応について、学校・地域・子ども家庭相談センター・警察・教育委員会・市福祉関係部署が連携会議を開き、協議し解決につなげます。	学校教育課

## ②障がいのある児童への支援

障がいの有無に関わらず、誰もが健やかに成長できるよう、発達支援システムを活用した相談・支援に関する取り組みを途切れなく提供していきます。

	事業	事業内容	担当課
1	発達支援事業	発達障がいがあるまたは疑いがある子どもたちの自立と家族の安心した子育てのために、発達相談、発達検査、園への巡回支援による早期把握・早期支援を行います。園や学校とも連携して必要な支援を行います。	子ども発達支援課
2	児童発達支援事業 (たんぼぼ教室)	就学前の心身の発達に障がいや遅れのある子どもまたは疑いのある子どもとその家族を対象に、基本的な生活習慣の確立やコミュニケーションなどを育む支援を行います。 また同時に、支援の方向性を検討し適切な支援が提供できるよう保育者・園との連携を行います。	子ども発達支援課
3	幼児ことばの教室運営事業	保育園・幼稚園または幼児園に通園する子どものうち、聴覚及び言語機能に課題や発達障がいのある子どもに対して、個別指導やグループ指導を行います。同時に、保護者支援も行います。	子ども発達支援課



4	計画相談事業	療育や福祉サービスを必要とする子どもとその子どもを養育する保護者に、相談支援専門員が生活に対する意向等を聞き取り、通所サービスを利用する前にサービスの目的・内容・量等を総合的に支援する計画を作成します。また、一定期間ごとにモニタリングを行います。	子ども発達支援課
5	障がい児地域活動支援事業（障がい児学童保育）	障がいがある児童に対し、放課後や、春休み・夏休み・冬休みなどの学校休業日に規則正しい生活習慣を維持できるよう、療育活動や創作活動を行います。	障がい福祉課
6	特別支援教育就学奨励費の支給	学用品、修学旅行費、校外活動費、学校給食費などを補助します。	学校教育課
7	就学支援	医師、学識経験者、教育関係者、関係行政機関からなる 25 名程度の委員が、就学相談ならびに就学支援を行います。個々の相談・支援については、学校・園で行います。	学校教育課 幼児課
8	特別児童扶養手当	精神・知的または身体に中・重度の障がいを有する 20 歳未満の児童を監護、養育している父母等に、福祉の増進を図ることを目的に手当を支給します。	障がい福祉課
9	障がい児福祉手当	精神（知的も含む）または身体に重度の障がいを有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の 20 歳未満の人に支給します。	障がい福祉課
10	障がい者（児）医療費助成制度	身体障がい者手帳 1～3 級、療育手帳最重度・重度・中度、特別児童扶養手当 1 級の障がい者（児）を対象として、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に、保険診療内の医療費の一部を助成します。	保険年金課
11	育成医療費助成	18 歳未満の身体障がいのある児童に対し、手術等の治療を受けることにより、障がいが軽減され日常生活能力が期待できる場合に、必要な医療の給付を行います。	障がい福祉課
12	児童発達支援等の (新) 利用料の無償化	3歳になった年度の翌年度の 4 月 1 日から小学校就学までの障がいのある児童に対する、児童発達支援等の利用料を無償化します。	障がい福祉課

### ③さまざまな家庭や児童への支援

保護者に病気や障がいがあったり、ひとり親家庭等、さまざまな事情のある子どもや家庭に対し、必要な支援を行います。

	事業	事業内容	担当課
1	ひとり親家庭への相談業務	ひとり親家庭福祉推進員の配置や母子福祉のぞみ会への支援、民生委員児童委員、主任児童委員や福祉団体等との連携により、ひとり親家庭への相談体制の充実を図ります。 また、母子・父子自立支援員を設置し、ひとり親家庭の自立に向け、相談や就職の情報提供などを行います。	子育て応援課
2	ひとり親家庭への家事支援	日常生活に支障を感じ、一時的に支援が必要な時に家庭支援員を派遣し、生活援助や子育て支援を行います。	子育て応援課
3	就労支援の推進	働く意欲がありながらさまざまな阻害要因を抱える就職困難者や、就労意欲のあるひとり親家庭の保護者を対象に、就労支援相談員による相談、求人情報の提供や職業訓練への誘導など、関係機関と連携し実施します。	商工観光労政課
4	児童扶養手当	父または母と生計をともにしていない児童や、重度の障がいがある父または母に養育されている児童がいる家庭の、生活の安定と自立の促進及び、児童の健全な育成を図ることを目的に手当を支給します。	子育て応援課
5	ひとり親家庭医療費助成制度	ひとり親家庭を対象として、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に、保険診療内の医療費の一部を助成します。	保険年金課
6	就学援助の実施 (新)	経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒に対し、給食費や学用品費等を援助します。	学校教育課 幼児課
7	スクールカウンセラー派遣事業 (新)	いじめや不登校等の悩みの相談に応じ、助言を援助を行うため、臨床心理士を小学校に派遣します。	学校教育課
8	スクールソーシャルワーカーの配置 (新)	課題を抱えた児童生徒に対し、関係機関とネットワークを築き、必要な支援と課題解決に取り組みます。	学校教育課

9 (新)	子ども成長支援教室「あいあい」の設置	不登校や学校不適應の子どもたちが心身の元気を取り戻せるよう、学習支援やグループ活動、体験活動の支援を行います。	学校教育課
10 (新)	子どもの貧困対策と居場所づくり支援	こども食堂や学習支援等、家庭と学校以外の子どもの居場所づくりを進めます。	社会福祉課 子育て応援課 学校教育課

## 4 子どもの成長と親としての成長を支え合う環境づくり

### 4-1 家庭や地域の教育力の向上

#### 〔現状と課題〕

子どもの育ちにおいては、親だけでなくさまざまな人との関わりの中で、自我の発達や社会性の向上がみられることから、体験や交流の機会をつくることが重要です。本市でも、それぞれの地域で協力を得ながら、園・学校などにおける体験活動の取り組みや世代間交流が進められています。引き続き、社会全体で子どもを守り育てる環境づくりが求められます。

また、子育ての第一義的な責任を担う親が自信をもち、生きがいや喜びをもって子育てすることが、子どもの健全な育ちにつながることから、引き続き、親の意識や意欲を高めるため、保護者の学びへの支援に取り組むことが必要です。

#### 〔施策の方向と主な事業〕

#### ①子どもの交流や体験活動の充実

子どもたちがさまざまな活動を通じて健やかに育つよう、地域の協力を得ながら、活動の場づくりを進めます。

	事業	事業内容	担当課
1	保育園・幼稚園・幼児園園庭開放事業	未就園児及びその保護者を対象に、地域における安全な遊び場確保のため、幼児園などの施設を開放し、あわせて子育て支援事業を実施します。	幼児課
2	保育園・幼稚園・幼児園地域活動事業	未就園児との交流事業、高齢者との交流など、地域との交流事業を行います。	幼児課
3	「おでかけシルバーママ・パパ」の開催（シルバー人材センターの事業）	子育て世代を対象に、人生や子育て経験の豊かなシルバー人材センター会員との「ふれあいの場」を提供し、「三世代交流」や「地域社会との関わり」の糸口づくりに取り組み、子育てのストレスを軽減することを目的として各児童館に出かけて事業を実施します。	商工観光労政課 子育て応援課
4	体験活動、勤労体験活動	小学校におけるさまざまな体験活動や、中学校における勤労体験活動（職場体験）など地域と連携しながらの活動を通して、社会性や連帯性など児童生徒の心の育成を図ります。	学校教育課

5	放課後子ども教室	小学校の体育館やコミュニティセンターなどを活用し、地域の多様な人々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流などに取り組みます。	生涯学習課
6	保育体験活動	中学生が、近隣の保育園・幼稚園・幼児園で子どもたちと一緒に遊ぶなどの交流を通して、保育体験を行います。	学校教育課
7 (新)	図書館における子どもの読書活動の推進	おはなし会やおはなしタイムを開催し、子どもと本の出会いの場を提供します。	図書館

## ②保護者の学びへの支援

保護者がゆとりと生きがいをもって、楽しみながら子育てできるよう、子育てに関する情報や知識を提供する機会を充実します。

	事業	事業内容	担当課
1	子育て情報の収集・提供	子育てに関する制度や身近な地域の育児情報を収集し、子育て支援ガイド、地域子育て支援センターによる情報紙、広報、ホームページ・フェイスブックなどにより提供します。	子育て応援課
2	子育て講座の開催	子育ての喜びや楽しさを感じるとともに、育児不安の軽減を図るため、生活リズムの大切さや健康的な子育てなど、家庭保育の充実につながる講座を開催します。	子育て応援課
3	学校だよりの発行	折々の学校情報及び子どもの状況を発信することによって、学校教育への理解を求めるとともに家庭との連携を図ります。	学校教育課
4	園だよりの発行	折々の園情報や園児の状況を発信し、保育への理解を求めるとともに家庭との連携を図ります。	幼児課
5 (新)	読み聞かせの啓発と情報提供	家庭における読み聞かせや読書の重要性について啓発と情報提供を行います。	生涯学習課 図書館
6	家庭における教育力への支援	「くりちゃん元気いっぱい運動」の「早ね・早おき・朝ごはん」や「子育てのための12か条」などにより、家庭教育に対する保護者の意識を高め、地域をあげて子育てに取り組む風土をつくります。	生涯学習課 学校教育課 幼児課 子育て応援課

## 第6章 量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

策定中

2 教育・保育の見込みと確保方策

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

4 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

## 第7章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

子育ては、家庭が主体となることはもちろん、教育・保育や子育て支援を担う機関をはじめ職域さらには地域社会全体において、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら進める必要があります。そのためにも、ホームページや広報などの媒体や機会を通して、積極的に計画の周知・啓発を進めるとともに、既存の主体的な活動などと十分に連携を図りつつ計画を推進します。

本計画の基本理念に掲げた「子ども・家庭・地域 ともに育つまち りっとう」の実現に向け、保育園・幼稚園・幼児園・小学校・関係団体及び関連部署等が一体となり計画の推進を図ります。また、県や国との連携を密にし、制度の円滑な導入・展開を図るとともに、制度面の充実・改善がなされるよう、県や国に対し働きかけていきます。

### 2 計画の進行管理

本計画については、PDCA サイクル【Plan（計画）—Do（実施・実行）—Check（検証・評価）—Action（改善）】のプロセスを踏まえた計画の進行管理を行います。施策の実施状況や計画全体の成果について、栗東市子ども・子育て会議において、毎年度点検や評価をします。

また、子どもの人口の推移や、教育・保育事業及び地域子育て支援事業のニーズに大きな変動がある場合は、必要に応じ、計画の一部見直しを行います。